

2

非課税基準、扶養親族等の合計所得要件などの見直し

要件など	令和2年度まで	令和3年度から	
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件	38万円以下	48万円以下	
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下	
勤労学生控除の合計所得金額要件	65万円以下	75万円以下	
家内労働特例 (必要経費の最低保障額)	65万円	55万円	
障害者、未成年、寡婦、ひとり親に対する非課税措置の合計所得金額要件	125万円以下	135万円以下	
均等割の非課税限度額の合計所得金額 (非課税)	同一生計配偶者及び扶養親族なし	32万円	32万円+10万円
	同一生計配偶者及び扶養親族あり	32万円×(1+扶養人数)+19万円	32万円×(1+扶養人数)+10万円+19万円
所得割の非課税限度額の総所得金額 (均等割のみ課税)	同一生計配偶者及び扶養親族なし	35万円	35万円+10万円
	同一生計配偶者及び扶養親族あり	35万円×(1+扶養人数)+32万円	35万円×(1+扶養人数)+10万円+32万円

3

所得金額調整控除の創設

次の①、②に当てはまる場合は、給与所得に所得金額調整控除が適用されます。

① 給与収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合

- ・本人が特別障害者に該当する場合
- ・23歳未満の扶養親族を有する場合
- ・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合

② 給与所得及び10万円を超える公的年金に係る雑所得がある場合

4

ひとり親・寡婦家庭への課税見直し

性別や婚姻歴の有無にかかわらず、生計を同じとする子を扶養親族とする単身者には、30万円のひとり親控除が適用されます。

寡婦（配偶者と死別）も引き続き26万円の控除が適用されます。いずれも、前年の総所得金額が500万円以下の方が対象です。

改正後の控除額

要件	死別	離別	未婚
子の扶養	30万円	30万円	30万円
子以外の扶養	26万円	26万円	—
扶養なし	26万円	—	—

1

給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し

給与所得控除

- ・控除が適用される収入金額を850万円に引下げ
- ・控除額を一律10万円引下げ

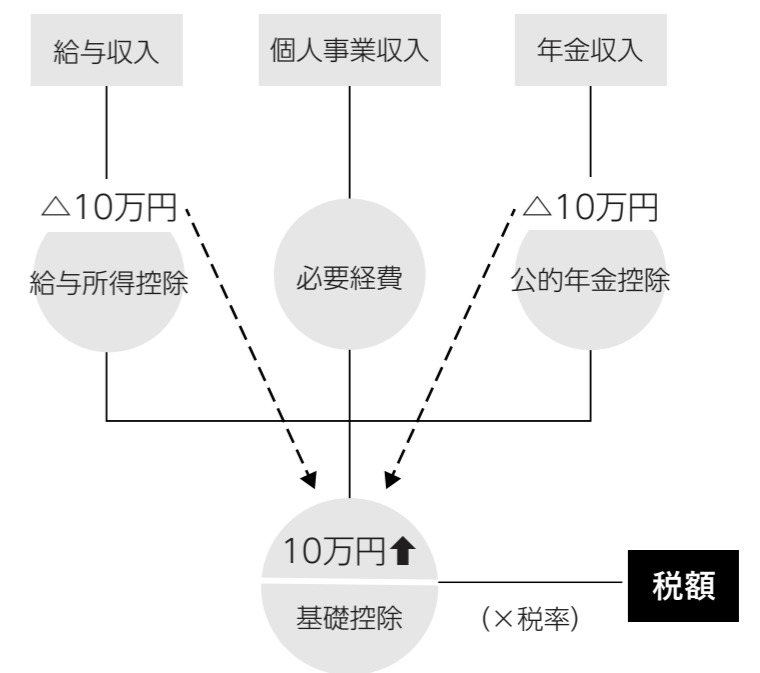
公的年金等控除

- ・収入金額が1,000万円を超える場合の控除上限額を195万5,000円に引下げ
- ・控除額を一律10万円引下げ

基礎控除

- ・合計所得金額が2,400万円超で控除額が減額となり、2,500万円超で消失
- ・控除額を一律10万円引上げ

給与所得控除等から基礎控除への振替え



要チェックですよ!

令和3年度から適用!

税務課
吉田 朋代 主事



個人住民税の税制改正

働き方や家族のあり方の多様化を背景に、個人住民税の税制が改正され、令和3年度以後の町民税・県民税に適用されます。

問 税務課 ☎84-0313